岩手郡医報

102号（特別号）

題字／髙橋 孝 先生 書

岩手郡医師会

目　次
CONTENTS

巻頭言　岩手郡医師会　副会長　久保谷　康　夫…… 1

岩手郡医師会の事業をより充実したものにする為に …… 2

1　かかりつけ医認知症対応向上研修会及び岩手郡認知症ネットワーク …… 3

2　岩手県自殺予防対策推進協議会 …… 5

3　日本医師会生涯教育制度 …… 6

4　日本医師会　産業医学生涯研修 …… 7

5　岩手郡医師会救急医療対策協議会 …… 8

6 10　岩手郡住民健康講座及び救急蘇生講習会…… 9

7　岩手県学校保健学校医部会 …… 10

8　岩手郡医科歯科行政三者連絡協議会 …… 12

9　日本糖尿病学会　岩手郡糖尿病対策推進会議 …… 13

一般社団法人岩手郡医師会　定款 …… 15

表紙切り絵　髙橋　孝

巻　頭　言

『法人移行について』

一般社団法人岩手郡医師会　副会長　久保谷　康　夫

社団法人岩手郡医師会は、平成25年４月１日から一般社団法人岩手郡医師会と名称が変更される。「法人移行」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）という法律が平成18年に施行されたことを受けて、既存の社団法人は、公益社団法人に移行認定を受けるか、一般社団法人として認可を受けるかの二者択一を迫られ、その期限は今年の11月までと規定されていたものである。我が医師会は、数年前からの理事会あるいは総会で協議や報告を経て一般社団法人を選択することとなり、昨年から岩手県関係部局とのやり取りを経て今年１月に一般社団法人への認可が得られていたものである。医師会など法人の運営に関しては、過去には数十条分の民法の定めしかなく、監督官庁の行政指導の形で運営していたので一般人には極めて解りにくかった。それらの弊害を軽減するためにも法人法という新しい法律ができた。定款というと従前は上記のような理由で秘伝の虎の巻のような感じを受けたものだが、今は法律が全て規定しているしその法律もネットを開けば簡単にだれでも見ることができるから気軽に考えればよいと思う。新しい法律はいうならば箸の上げ下ろしまで規定したので、わが医師会独自の規定を作る余地は少なく、定款の大半の条文も法律をそのまま転写したようなものである。

定款案の策定に当たっては、極力、従前の定款の規定の趣旨を尊重した。大きく変わったのは、定時総会が年１回の決算総会となり、予算案や事業計画案も年度を跨いでから承認を受ける形となった。また、役員の選任方法が大きく様変わりした。従前は３月までに行っていた役員の選挙が、５月あるいは６月に開催する定時総会で選任することとなったことである。ところが、理解を複雑にしているのが理事の任期とそのための選挙である。昨年に引き続き25年度には役員の選挙を行い、しかも理事は任期が１年しかないから、26年度には再び理事の選挙が行われ、そこから定款の規定通りの任期となる。これは、日本医師会と岩手県医師会の役員の任期や代議員選出に関する事項と連動させたためである。新しい定款の「附則」という条項に詳細な記載がある。

ところで、一般社団法人に移行する場合には、公益目的支出計画という難解な法律ができた。今まで岩手郡医師会が休祭日当番医制度や特別会計などのために貯蓄した累積残高を、公益的目的事業以外には使用できないとする法律である。先達のご努力で累積残高は相当な金額になっているが、この金銭を医師会の公益的な事業用の支出以外は認めないとする法律である。

翻って考えてみると、公益目的支出計画とは今まで以上に地域住民に対する公益的活動の提供が求められそれにふさわしい医師会の事業活動を企画立案することと考えれば理解しやすいだろう。法人移行をきっかけに、医師会が地域に対してどのような公益的事業を提供できるのか、我々会員一人一人が改めて考える機会になればよいと考える。

岩手郡医師会の事業をより充実したものにする為に

一般社団法人岩手郡医師会　会長　　高　橋　邦　尚

平成24年度より新しいスタートを切った岩手郡医師会であるが、本年度施行の新法人移行に係る郡医師会定款もその形を整えた。

このような大きな変化に直面し、今までの郡医師会における各種事業を振り返る時、どんな事業が幾つあってそれがどのように運営されていたのか、また当医師会がどのように関わってきたのかその全体像が見えない。確かなことは、これまでの漠然とした郡医師会の事業はすべて見直した上で新法人へ移行することになり、新法人の下での事業は住民や行政参加も巻き込んだより公益性の高いものへと移行していくことが求められている、ということである。

今回これらの事業をいま一度整理し、その成り立ちを明確にすることで、郡医師会としても出来るだけのバックアップを行い各々の事業の充実を測りたいと考えている。

その第一歩として､各事業の歴史から始めてその概要､将来への方向性あるいは展望といったものを明らかにして行きたいということで、今日これらをまとめるにあたり担当の皆様にも御意見を頂いた。

今後の郡医師会活動は、これらの各種事業に対する共通の理解を基に改めて協議して行くことになるが、下記の点について注意を払った。

① 従来の事業の統廃合等による簡素化
② 可能であれば出来るだけの事業を、公益性の高いものとしたい
　（医師会員以外にも門戸を開く、等）
③ 地域の諸事情を考慮し、地域担当理事と各担当理事、事務局との連絡を密に取って事を進めたい（各地域の特色のある事業の展開）
④ 出来るだけ多くの会員の参加を促す充実した企画を立てて行きたい
⑤ 施行された事業については必ず報告とし、事業効果についての評価を行ないたい
⑥ 可能であれば各学会、研究会等に於ける発表等に結び付けたい

以上、会員皆様の御協力をお願いする次第である。

1　かかりつけ医認知症対応向上研修会及び岩手郡認知症ネットワーク

担当：紺野MD

A. かかりつけ医認知症対応向上研修会

概　要

高齢者が日頃から受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施し、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制を構築することを目的とする。

内　容

区　分	研　修　内　容	時間数
１「基本知識」編	・地域で認知症を支えるためのかかりつけ医の役割 ・認知症高齢者の実態 ・認知症の初期徴候　など	60分
２「診断」編	・アルツハイマー型認知症や脳血管性認知症などの診断 ・認知症と間違えられやすい症状・状態 ・神経学的所見の具体的な見方　など	60分
３「治療とケア」編	・家族への治療効果の説明 ・インフォームドコンセントについて ・患者、家族に対する病気の説明のプロセス　など	60分
４「連携」編	・認知症を取り巻く環境 ・地域で利用可能な制度等の社会資源について ・権利擁護　など	90分

実施方法

・講義形式で実施する。

・厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修修了者とする。

・研修の実施にあたっては次の通り

ア　開催回数

１回（ただし、地域の実情に応じ、複数回の開催も可能）

イ　研修時間

地域の実情に応じ、研修時間について各都・市医師会で決定することが可能

ウ　受講定員

１回の講習につき50人程度

実施時期

契約日～平成25年３月31日

その他

研修内容を全て受講した者の対し、岩手県知事から修了証書を書面で交付する。

B. 岩手郡認知症ネットワーク

紺野担当理事を中心として、広く盛岡医療圏の医師を対象にする認知症勉強会である。今後は行政、住民、関係諸機関のスタッフにも門戸を開放し、認知症に対する地域対策の広がりを目的として運営される予定である。

第１回　平成23年８月31日　認知症の基礎

ホテル東日本盛岡

第２回　平成24年２月29日　認知症の早期発見・早期治療

ホテルブライトイン盛岡

第３回　平成24年７月11日　岩手郡医師会 生涯教育勉強会　認知症UP date

アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症

滝沢村商工会館

平成24年11月14日　①認知症疾患医療センターについて

②レビー小体型認知症について

ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING

平成25年１月26日　第１回かかりつけ医認知症対応能力向上研修

ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING

平成25年３月27日　第２回かかりつけ医認知症対応能力向上研修

滝沢村商工会館

2　岩手県自殺予防対策推進協議会

担当：植田MD

展　望

郡内の医療機関において心のケアナースの養成を進める。

＜参考＞

盛岡圏域自殺対策推進連絡会議設置要領

（設置）

第１　管内の関係機関・団体が連携し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことを目的として、盛岡圏域自殺対策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　連絡会議は、次の事項について協議・検討を行なう

⑴　盛岡圏域における自殺対策の推進方策に関すること

⑵　保健、医療、福祉、職域等関係機関・団体との連携調整に関すること

⑶　その他対策に必要な事項に関すること

（構成員）

第３　連絡会議の構成員は、別表に掲げる機関・団体から推薦された者をもって構成する。

（委員の任期）

第４　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

平成23年１月６日　盛岡圏域自殺対策推進協議会

① 岩手県の自殺者の動向と岩手県自殺予防対策アクションについて

② 東日本大震災に於ける心のケアについて

③ 内陸市町村に移っている被災者の心のケアについて

・県央保健所が中心となって心のケアナースセミナーの開催に協力

平成24年12月16日　雫石町住民講座（岩手郡医師会協賛）

雫石町自殺予防町民フォーラム　　雫石町中央公民館

3　日本医師会生涯教育制度

担当：高橋（真）MD

概　要

医師としての姿勢を自ら律するというプロフェッショナルオートに一つの理念のもと、医師の生涯教育システムとして昭和62年に発足した。

社会に対しては、医師が不断に学習する実態を国民に示すことも目的としている。

岩手郡医師会生涯教育部会では、日本医師会雑記を利用し特集のテーマに関連する問題を、専門医の講義を受けながら解答していくという形で学習していくという試みを始めている。

展　望

① 専門領域に偏ることなく、広く臨床全般にわたる内容について学習する機会を作っていく予定である。

② 開催場所を市町村持ち回りで開催することも考えている。

第１回　平成24年７月11日（水）　19：00 ～　滝沢村商工会にて
“認知症Update”　講師：紺野MD
参加者：16名

第２回　平成24年11月20日（火）　19：00 ～　滝沢村商工会にて
園医・学校医の役割　講師：山口MD
参加者：11名

第３回　平成25年４月10日（水）　19：00 ～　滝沢村商工会にて
岩手郡運動器疼痛懇話会
講師：村上秀樹先生
参加者：30名

4　日本医師会　産業医学生涯研修

担当：森MD

展　望

実地研修会の講演会を一般に開放して、公益性を高めていく予定である。

次年度以降は、産業医研修プログラム認定の目的以外にも、広く地域住民に開放した講演会事業を計画する予定である。
また､講演内容によっては地域住民健康講座との合同開催の形もあってよいと考えている。

＜参考＞

厚労省が独立行政法人健康福祉機構を母体としているのに対し、日本医師会が主体的に産業医活動の推進を図ることを目的としている。
所定のカリキュラムに基づく産業医学研修50単位以上を修了した医師、またはそれと同等以上の研修を修了したことを認められる医師に、申請に基づき日本医師会認定産業医として認定証を交付している。
また、一定条件に基づく更新が必要とされる。

---

①　平成24年10月13日（土）　岩手郡医師会 産業医実施研修会

アステラス西根工場
１．工場見学
２．講演会
食品添加物の健康影響について
講師：科学ジャーナリスト　渡辺　雄二 先生

②　本年度は二社から産業医の紹介要望あり。
県医師会産業部会と協議の上、各々産業医の推進を行った。

5 岩手郡医師会救急医療対策協議会

担当：高橋（邦）MD

従来の消防署、警察署、行政と懇親を兼ねて、年に一度盛岡市内のホテルで行なわれていた協議会は、各機関及び部署との協議に基づき下記会議に組み込むこととし廃止とした。

概　要

下記のいくつかの委員会及び協議会から成立する

① 盛岡地区二次救急医療対策委員会　－　平成24年６月26日
（二次救急当番、小児救急当番）

② 盛岡救急医療人のつどい　－　平成24年７月31日

③ 救急医療学術講演会　－　平成24年９月７日

④ 岩手県総合防災訓練　－　平成24年９月９日
（平成24年度は八幡平市）

平成24年８月24日（金）13：00～
盛岡消防本部　打合せ　“本年９月の高速道路での訓練”

平成24年９月９日（日）
盛岡市総合防災訓練　　盛岡市津市田
岩手郡医師会スタッフがオブザーバーとして参加

平成24年９月19日（水）
“岩手県東北縦貫自動車道の於ける合同訓練”
八幡平市大更　西根インターチェンジ内プラザ

平成25年２月27日（水）
盛岡地区二次救急医療対策委員会　　ホテルロイヤル盛岡

6 10 岩手郡住民健康講座及び救急蘇生講習会

担当：各地域担当理事

従来の各市町村順番に行われていた事業であるが、いま一度行政との連携を強くし地域にとってもっとも必要な施行内容を検討する時期にあると考える。
下記は今までの問題点を列挙した。後日地域担当理事を中心として協議を行ないたい。

概　要

第１案：従来、郡内各市町村において個別に施行されていた岩手郡住民健康講座及び救急蘇生講習会を合併し、同日に行なうこととする。

（第１部：講　　演　　担当理事と郡医師会で協議
　第２部：救急実習　　各地域消防機関、学校及び自治体と協議）

内容については行政、歯科医師会、地域住民と相談により決定する。

第２案：救急蘇生講習会は各自治体の努力もあり、一般住民にほぼ行き渡った感はあるが、若い社会人・学生及び教育機関を中心とした教育と啓蒙を並行して行なう必要がある。
よって従来の対象者年齢を引き下げて、中学生・高校生レベルでの講習会を併せて行なうスタイルに変更していく。

第３案：今までの運営のあり方を一度白紙とし、あくまで各々の地域担当理事に一任とし、行政の企画する行事に相乗りする形で（郡医師会協賛の形）特別の規制を設けずに随時行なっていく。

第４案：その際の講演タイトル等については、他の事業との合同開催の形もあり得る。

（例：雫石町に於ける認知症についての住民講座
　　八幡平市での自殺予防に関する住民講座　等々）

第５案：開催順番について
５市町村を２グループ（A－滝沢村・雫石町）（B－岩手町・八幡平市・葛巻町）に分けて毎年交互開催とする。

7　岩手県学校保健学校医部会

担当：金井MD、山口MD、上原MD

定期的に学校医による年度事業に関する協議会を行い、活動方針を決定・報告する。

岩手郡医師会学校保健部会（岩手郡５市町村合同で行なう岩手郡医師会独自の会）

年に１～２回開催（？）

１年間の活動のまとめ
次年度の事業計画　→　県医師会に報告

運営：各市町村より１名ずつ選出された学校医が金井理事及び会長職と協議し運営する

（雫石町：上原MD、岩手町：佐々木久夫MD、八幡平市：藤井MD、
葛巻町：西嶋MD、滝沢村：山口MD、郡医師会長：高橋）

平成24年８月25日　岩手郡医師会学校保健部
①上記事業計画の作成委員会を年に一度開催する。
②代表は当委員会のメンバーから選出し、その運営にあたる。

岩手県医師会学校保健活動

県医師会学校保健担当（常任理事）　→　山口MD
県医師会学校保健幹事会　→　金井MDが後任
└→各郡医師会より１名の幹事で構成　年２回の理事会開催

第29回岩手県学校保健学校医大会
平成25年１月15日
講演：武藤MD　脊柱側弯症

第25回東北学校保健大会
（毎年東北６県持ち回りで各県医師会が担当・本年度は青森県開催、岩手県より２提の発表）
平成25年７月６日・７日　⇒　今年は岩手県医師会が当番

平成25年２月６日（水）　岩手学校保健会　　雫石町公民館

岩手（郡）地区学校保健会（岩手郡５市町村で２年毎持ち回りで行なう 岩手郡独自の会）
（現在：雫石町　→　次年度より：葛巻町）

上野医師会長時代に発足（年間補助金：15万円 郡医師会より）
会　長：担当の市町村学校保健会の校長
副会長：医師会 金井MD（※）、歯科医師会、教育長、次期担当予定の会長（校長）
主として従来市町村の学校医が持ち回りで担当し、各地区の学校医代表と協議した上で金井理事が取りまとめる。
理　事：学校医代表（金井MD）、教育事務所主任
評議員：各市町村学校保健会長（校長）
（※）本年度郡医師会担当理事
研修会と研究発表会を１年毎に交互に開催する

岩手地区学校保健会研修会
平成24年９月28日（金）
講演：千葉大学・法政大学大学院兼任講師　大竹直子先生
学校で使えるカウンセリング

学校保健部会
平成25年３月25日（月）　アイーナ８F
“側弯症”についてた滝沢地区をパイロットスタディーとして調査を行なう
リーダー：山口MD

8　岩手郡医科歯科行政三者連絡協議会

担当：紺野MD、高橋（邦）MD

概　要

滝沢村歯科医師会の申出により本年より設置された。

第１回として本年７月４日に滝沢村に限定して行なわれたが、郡全体に拡大していく予定である。

本会は郡医師会、歯科医師会のみならず首長を始めとする行政の参加もあり、将来的には郡医師会と首長行政との直接の係わり合いの場になることが期待される。

平成24年７月４日（水）　19：00～　メトロポリタン盛岡４Ｆ
滝沢村医療懇談会（医師会 - 歯科医師会 - 行政）

平成24年度　岩手郡医師会・岩手八幡平歯科医師会学術講演会
11月17日（土）　大通会館 リリオ
講演：糖尿病と歯周疾患の関連について
講師：岩手医科大学医学部内科学講座糖尿病・代謝内科講師
武部典子先生
講演：歯周病の特徴（歯周医学）
講師：岩手医科大学歯学部歯科保存学講座・歯周療法学分野教授
八重柏隆先生

9　日本糖尿病学会　岩手郡糖尿病対策推進会議

担当：大川原真澄MD

岩手郡医師会は本年度より岩手八幡平歯科医師会と合同開催とし、それ以外への関係者にも広く門戸を開く。

将来的には、各市町村と連携し地域住民にも開放する予定である。

概　要

岩手県糖尿病対策推進会議及び、県医師会糖尿病対策協議会を母体とする。

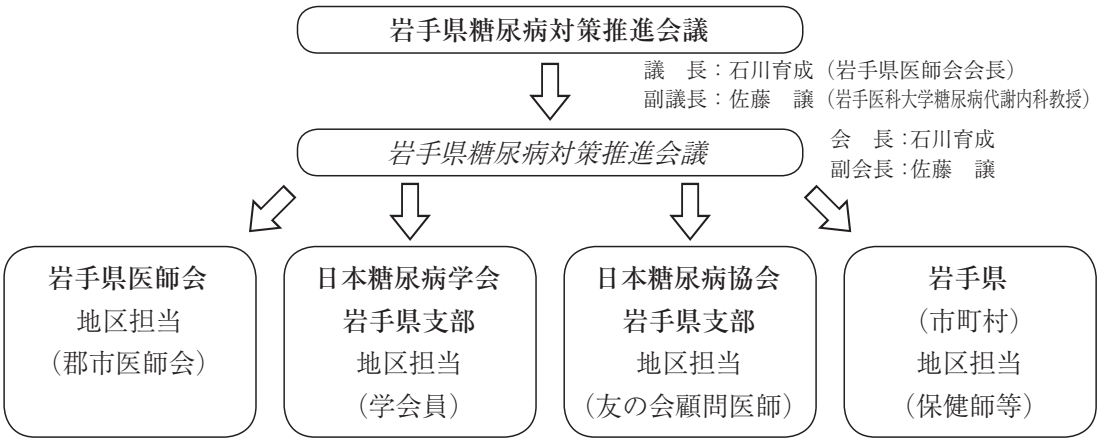

・対象：医師－歯科医師

糖尿病療養指導士、看護師、薬剤師、管理栄養士、保健師、理学療養士

・岩手県医師会生涯教育講座（５単位）を申請中

平成25年３月12日（火）　岩手郡糖尿病対策推進会議学術講演会

ホテル東日本盛岡

座長：滝沢中央病院 副院長 大河原真澄先生

講演：高齢者糖尿病の栄養療法

～生涯にわたる栄養サポートから学んだこと～

講師：盛岡赤十字病院　管理栄養士　鈴木聖子先生

座長：木村内科クリニック 院長 木村秀孝先生

講演：高齢糖尿病患者の薬物療法について

講師：岩手県立中央病院　健康管理科長　菅原隆先生

平成25年２月20日（水）　糖尿病クリニカルケアセミナー
ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING
講演：岩手県におけるジャヌビア錠の臨床経験報告
講師：かねこ内科クリニック　院長　金子能人先生
講演：糖尿病診療におけるDPP－4阻害薬の有用性
講師：東京慈恵会医科大学付属柏病院
教授　東條克能先生

みんなのいわて医協を
ご利用ねがいます

医療用品カタログ通販 5,000品目満載 最大89%引き

医用印刷物・医療機器・医療事務機器・衛生材料等々・保険事業・医療廃棄物処理事業（収集から各種報告書作成まで）・福利厚生事業・労働保険事務代行事業

TEL.019-626-3880
購買専用フリーダイヤル 0120-054-222
FAX.019-626-3883

URL http://www.ginga.or.jp/~isikyo/
E-mail isikyo@rose.ocn.ne.jp

いわて医師協同組合
IWATE MEDICAL COOPERATIVE ASSOCIATION
〒020-0024 盛岡市菜園二丁目8番20号 岩手県医師会館内

一般社団法人岩手郡医師会

定　　款

目　　次

第１章　名称及び事務所（第１条－第２条）
第２章　目的及び事業（第３条－第４条）
第３章　会員（第５条－第13条）
第４章　総会（第14条－第21条）
第５章　役員（第22条－第32条）
第６章　理事会（第33条－第37条）
第７章　裁定委員会（第38条－第44条）
第８章　委員会（第45条）
第９章　団体契約及び意見表明（第46条－第47条）
第10章　資産及び会計（第48条－第54条）
第11章　事務局（第55条）
第12章　雑　則（第56条－第59条）
附　則

第１章　名称及び事務所

（名　称）

第１条　本会は、一般社団法人岩手郡医師会と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を岩手県岩手郡滝沢村に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　本会は、日本医師会及び岩手県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)　医道の高揚に関する事項
(2)　医学教育の向上に関する事項
(3)　医学と関連科学との総合進歩に関する事項
(4)　医師の生涯研修に関する事項
(5)　医学、医療の国際交流に関する事項
(6)　公衆衛生の指導啓発に関する事項

⑺　地域医療の推進発展に関する事項
⑻　地域保健の向上に関する事項
⑼　保険医療の充実に関する事項
⑽　医事法規の整備に関する事項
⑾　医療施設の整備に関する事項
⑿　医業経営の安定、会員の福祉向上による地域住民の健康及び福祉の増進に関する事項
⒀　医師会相互の連絡調整に関する事項
⒁　その他本会の目的を達成するため必要な事項

２　前項の事業は、岩手郡及び八幡平市において行うものとする。

第３章　会　員

（組　織）

第５条　本会は、医師をもって組織する。

（会員の資格）

第６条　本会は、岩手郡及び八幡平市を区域として、その区域に就業所又は住居を有する医師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会したものをもって会員とする。

２　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会、異動及び退会）

第７条　本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

２　会員が退会しようとするときは、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

３　会員は、本会に届出をした事項について変更を生じた場合は、会長に変更の届出をしなければならない。

４　本会を除名された者であって再入会しようとするものからその旨の申し出を受けたときは、裁定委員会の審議裁定を経て、会長はその再入会を承認することができる。

５　第２項の規定にかかわらず、会長は、第12条第６項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第１項に基づく処分を行うことができる。この場合、当該会員は、上記審議に関する限りにおいて会員たる地位を失わない。

（会費、入会金及び負担金）

第８条　会員は、本会所定の会費、入会金及び負担金を本会に納入しなければならない。

２　会費、入会金及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。

３　第１項の規定にかかわらず、会長は、会員に特別の事情がある場合においては、総会の

決議を経て、会費、入会金及び負担金の額を減免することができる。

４　既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

（会員の本務）

第９条　会員は、医師としての倫理を尊重し、社会の信頼及び尊敬を得るように努めなければならない。

２　会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（報告、発表及び意見具申）

第10条　会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告又は発表することができるとともに、本会の目的及び事業に関して、会長に意見を具申することができる。

（表　彰）

第11条　本会は、本会のために著しい功績があった者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

（会員の制裁）

第12条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

⑴　医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき

⑵　本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき

⑶　その他、制裁を課すべき正当な事由があるとき

２　前項の制裁は、戒告及び除名とする。

３　戒告は、会長が、理事会の決議を経て行う。

４　除名は、総会の決議を経て行う。この場合において、本会は、その会員に対し、除名の決議を行う総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

５　第３項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨を通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、岩手県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

６　会長は、第１項の規定により会員の制裁を行うに当たり、当該会員の制裁について裁定委員会に付託し、その審議裁定の結果について報告を受けなければならない。

（会員資格の喪失）

第13条　第７条第２項及び前条第４項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴　総会員が同意したとき。

⑵　当該会員が死亡したとき。

⑶　２年以上会費を滞納したとき。

第４章　総　会

（総会の構成及び招集）

第14条　総会は、すべての会員をもって組織する。

２　前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

３　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（定時総会及び臨時総会）

第15条　総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

２　定時総会は、毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催する。

３　臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の５分の１以上の会員から、会長に総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって、臨時総会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から６週間以内の日を臨時総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

４　会長は、総会を招集するときは、総会の目的である事項、日時及び場所その他の法令で定める事項を記載した書面によって、開催の日の１週間前までに、会員に対し、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日の２週間前までにその通知を発しなければならない。

（総会の議長）

第16条　議長は、総会において、会員の中から会長が指名する。

（議長の職務）

第17条　総会の議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

（総会の任務）

第18条　総会は、次に掲げる事項を決議する。

⑴　決算に関する事項

⑵　会費、入会金及び負担金の額及び徴収方法並びに減免に関する事項

⑶　会員の除名

⑷　理事及び監事の選任及び解任

⑸　理事及び監事の報酬等の額

⑹　定款の変更に関する事項

⑺　本会の解散及び残余財産の処分に関する事項

⑻　理事会が付議した事項

⑼　岩手県医師会の代議員及び予備代議員の選出

⑽　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

２　本会会員のうち、岩手県医師会の会員でない者は、前項第９号の議決権を有しない。

３　総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

⑴　第50条第２項に定める事業計画書及び収支予算書
⑵　第51条第２項に定める事業報告
⑶　その他必要な会務報告

（総会の定足数及び決議）

第19条　総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、決議することができない。

２　総会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決する。

３　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

⑴　会員の除名
⑵　監事の解任
⑶　定款の変更
⑷　解散
⑸　その他法令で定められた事項

４　理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第２項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

５　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（書面決議等）

第20条　総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、当該会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって決議することができる。

２　総会に出席しない会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

３　前２項の規定により議決権を行使した会員は、前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第21条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、議事録に記名押印する。

第５章　役　員

（役　員）

第22条　本会に、次の役員を置く。

⑴　理事　６名以上13名以内
⑵　監事　２名

２　理事のうち１名を会長、３名以内を副会長、２名以内を総務理事とする。
３　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長、副会長及び総務理事をもって法人法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。
（理事の職務及び権限）
第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、本会を代表し、業務を執行する。
３　副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
４　会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、副会長のなかから、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。
５　副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、他の副会長がその職務を代行する。
６　会長、副会長及び総務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
（役員の任期）
第25条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
２　理事又は監事は、第22条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の選任）
第26条　理事及び監事は、本会の会員の中から、総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び総務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（役員の補欠の選任）
第27条　理事又は監事が任期の満了前に退任したときは、速やかに、補欠の理事又は監事を選任するものとする。
２　前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の親族等割合の制限）
第28条　本会の理事のうちには、各理事について、その理事及びその親族その他特殊の関係

がある者の合計数が、理事の総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　本会の監事のうちには、本会の理事及びその親族その他特殊の関係がある者並びに本会の使用人が含まれることになってはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員の解任）

第29条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬）

第30条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員の責任免除）

第31条　本会は、法人法第114条第１項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（過去に理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において法令定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（顧問及び参与）

第32条　本会に、顧問又は参与を若干名置くことができる。

２　顧問及び参与は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

３　顧問及び参与の任期は、会長の任期による。

４　顧問及び参与は、次の職務を行う。

⑴　会長からの相談に応じること。

⑵　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第６章　理事会

（理事会の構成等）

第33条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって組織する。

３　会長は、法令及びこの定款に特段のある場合を除き、理事会を招集し、その議長となる。

４　会長以外の理事が理事会の目的である事項を記載した書面によって会長に対し、理事会の招集の請求をした場合において、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

５　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

６　理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもっ

て行う。

（理事会の任務）

第34条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　本会の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　会長、副会長及び総務理事の選定及び解職

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

⑴　重要な財産の処分及び譲受け

⑵　多額の借財

⑶　重要な使用人の選任及び解任

⑷　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

⑸　内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）

⑹　法人法第114条第１項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第１項の責任の免除

３　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

（理事会への報告の省略）

第35条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

２　前項の規定は、第23条第６項の規定による報告については、適用しない。

（理事会への出席発言）

第36条　総会の議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、記名押印しなければならない。

第７章　裁定委員会

（裁定委員会）

第38条　本会に、裁定委員会を置く。

２　裁定委員会は、裁定委員５名をもって組織する。

（裁定委員の選任）

第39条　裁定委員は、本会会員の中から、理事会において選定し、総会の承認を受けるものとする。

（裁定委員の任期）

第40条　裁定委員の任期は、第25条第１項（理事の任期）の規定を準用する。

２　裁定委員は、任期の満了又は辞任により退任した場合にあっても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

（裁定委員の兼職禁止）

第41条　裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

（身分に関する裁定）

第42条　裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

⑴　第７条第４項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項

⑵　第12条第６項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

⑶　会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

２　裁定委員会は、前項の裁定を行うに当たっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

（紛議に関する調停）

第43条　裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について審議し、その調停を行う。

（裁定委員会に関する規則）

第44条　第38条から前条までに定めるもののほか、裁定委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第８章　委員会

（委員会の設置）

第45条　本会は、特に必要があると認める場合に理事会の決議により委員会を設置することができる。

２　委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

第９章　団体契約及び意見表明

（団体契約）

第46条　本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生対策に関し必要な事項について、団体契約を締結することができる。

（行政庁等に対する意見表明）

第47条　本会は、第３条の目的を達成するために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第10章　資産及び会計

（本会の経費）

第48条　本会の経費は、会費、入会金、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

（事業年度）

第49条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第50条　会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　会長は、前項の書類については、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。

３　第１項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第51条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号の書類については、定時総会にその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

４　本会は、貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

（剰余金の分配の禁止）
第52条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。
（財産の管理責任）
第53条　本会の財産は、会長が管理する。
（会計の規程等）
第54条　会計に関して必要な事項は、別に定める。

第11章　事務局

（事務局）
第55条　本会に、事務局を置く。
２　事務局には、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
３　事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章　雑　則

（残余財産の帰属）
第56条　本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。
（定款施行細則）
第57条　定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則で定める。
（公　告）
第58条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
（委　任）
第59条　この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第１項において読み替えて準用する整備法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

（会長等に関する措置）

２　本会の最初の会長等は、次に掲げる者とする。

会　長　　高橋　邦尚
副会長　　久保谷　康夫
副会長　　紺野　敏明
副会長　　栃内　秀彦
総務理事　篠村　達雅
理　事　　植田　修
理　事　　北上　明
理　事　　佐々木　久夫
理　事　　高橋　明
理　事　　高橋　真
理　事　　森　茂雄
理　事　　山口　淑子
監　事　　金井　猛
監　事　　西島　康之

（理事任期に関する経過措置）

３　第25条第１項の規定にかかわらず、移行後、最初に選任する理事の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

（監事に対する措置）

４　第25条第１項の規定にかかわらず、移行後、最初に選任する監事の任期は、選任後３年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

（顧問及び参与に関する経過措置）

５　この定款施行の際、現に顧問又は参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、顧問又は参与に選任されたものとみなす。

（裁定委員に関する経過措置）

６　この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。

（委員会委員に関する経過措置）

７　この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員とし任命されたものとみなす。

（職員に関する経過措置）

８　この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

（計算書類等の作成等に関する経過措置）

９　整備法第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第49条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

岩手郡医報：特別号／2013年5月発行
発　　行：一般社団法人 岩手郡医師会
発行責任者：岩手郡医師会会長　高 橋 邦 尚
事　務　局：〒020-0173 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢541番地
TEL 019-699-2001　FAX 019-699-2002
http://www.iwategun-med.or.jp
制　　作：一般社団法人 岩手郡医師会広報部